

まとめ

- 今回の調査で明らかになったのは以下のとおりである。
- すでに縄文時代から江戸時代の複合遺跡であることが知られていたが、中・近世の実体がより明確となった。
 - 中・近世の陶磁器や木製品、金属製品等の内容がより明確となり、遺構の変遷がかなり理解できるようになった。特に陶磁器では、東北地方の日本海側の事例との比較が可能となり、大きな成果となった。
 - 仙台市では始めての発見となった木簡、また東日本では例をみない中世の物忌札等貴重な遺物が検出できた。
 - 東北地方の古代から中世への展開を知る貴重な遺構や遺物の検出は、特に注目される事例となろう。

第VI章 付 章

I. 今泉城跡の木簡について

国立歴史民俗博物館 平川 南

第1号

〔是カ〕

・□舅の□□×

〔是カ〕〔十カ〕

・□舅の□×

長さ (11.0cm) ×幅 (2.2cm) ×厚さ (0.3cm)

11号溝埋土下部出土。下端は欠損している。柾目材

第2号

〔アカ〕〔ビカ〕ラ ウン ケン

・□□  急々如律令

長さ (19.6cm) ×幅 (2.7cm) 厚さ (0.2cm)

11号溝埋土下部出土。形状は、上端を山形に削り、下端も尖らせている。片面は剥離され

木簡の面を失っている。柾目材

第3号

(天^カ)

・□□□□☆

・□□急々如律令

長さ (20.4cm) × 幅 (2.7cm) × 厚さ (0.3cm)

11号溝埋土下部出土。形状は第2号木簡とほぼ同じ。柾目材

第4号

・□□☆

(梵字大日如來^カ)

・天□□急々如律令

長さ (19.4cm) × 幅 (2.5cm) × 厚さ (0.3cm)

11号溝埋土下部出土。形状は第2号・第3号木簡とほぼ同じ。柾目材

考察

「急々如律令」は、もともと中国で公文書の末に付された法律用語で、「急速に律令の如く」施行するように命じた言葉であったが、魏晋時代に道教が呪符として取りいれたとされている。我が国へは古代に呪句の1つとして、入ってきた。当初は陰陽道と深く結びつき、中央や地方官衙およびその周辺で専ら用いられていたが、中世に入ると、広範に普及し、民間信仰の中に根づいたのである。

頭部を山形に削り、下端を尖らせた形状と慣用の呪句「急々如律令」の存在から、第2・3・4号木簡の3点はいずれも呪符木簡と判断できる。

第2号木簡の「急々如律令」の上文の5字は□・□・ラ・ウン・ケンとされ、広く用いられる胎藏5字の真言であり、諸尊に普通する真言である。一般に七難即滅、七福即生を希う胎大日真言として各方面で用いられるという。

第3・4号木簡は五行押点と「急々如律令」の呪句がみえる。おそらく、この2点の呪符は天刑星の信仰に関係するものであろうか。天刑星は諸々の疫鬼を食らい、摧邪の主として信仰を得た星で、その効験が意識されて呪符によく見られるものである。

近年、全国各地における中世の遺跡の発掘調査で、数多くの呪符木簡が出土して、注目されている。これらは古代にはじまった呪符木簡が中世に盛行したことをものがたっている。今泉

城跡の呪符木簡もこうした傾向に合致するもので、当地方における中世の信仰生活を解明する上で貴重な資料といえるのであろう。

〔註〕 水野正好「八萬四千六百五十四神主呪符の語り」(「古代研究」18, 1979)

2. 今泉城跡から出土した木製品の素材

尚絅女学院短期大学保育科 木村 中外
東北大学理学部附属植物園 内藤 俊彦

埋蔵文化財の発掘によって、数多くの木製品が出土されている。これらの木製品の素材に、どんな植物が利用されているかが、解明されることによって、その遺跡の周辺の植生や植物相あるいは、物資の移動経路など、その当時の生活環境について、何らかの情報提供ができれば、今後の調査研究に役立つものと思われる。そこで、仙台市南東部の今泉城遺跡から出土した、木製品のいくつかについて、素材に利用された植物が、何んであるかを調べてみた。

調査方法

調査は、遺跡出土品の中から、第27表に示したものを選んだ。貴重な出土品の価値を損わないように、顕微鏡観察の材料として耐えうる、1cm角くらいの出土品の細片を選んで、資料とした。資料は埋没していたために、もろくなってしまっており、スライディング・ミクロトームで、切片を作成できなかったので、実体顕微鏡下で、カミソリ刃を用いて、手で切片を作成した。切片は木材の横断面、放射断面および接線断面の3方向を作成し、顕微鏡下で観察をして、植物名の判定を行なった。

調査結果および考察

第27表 木製品の素材名

出土品名	遺構名	出土区	台帳番号	年 代	素材名	備 考
杓 の 柄	11号溝	E-4	259	南北朝～室町初	ヒノキ	
杓 の 本 体	11号溝	E-4	260	〃	ヒノキ	
漆 器 (板 物)	21号溝	F-7	413	〃	ケヤキ	
漆 器 梢	11号溝	E-4	409	鎌倉後半	ブナ	
漆 器 梢	1号井戸	III区	405	江 戸	ブナ	
漆 器 梢	11号溝	E-4	410	南北朝～室町初	ブナ	
漆 器 梢	29号溝	E-3	404	鎌倉後半	ブナ	
漆 器 梢	27号井戸	F-2	411	桃山～江戸初	ブナ	
漆 器 梢	11号溝	B-5	403	南北朝～室町初	ブナ	
漆 器 梢	11号溝	F-4	416	〃	ケヤキ	
有孔板状木製品	11号溝	A-5	87	室町前半	ケヤキ	
漆 器 梢	23号井戸	F-6	407	鎌倉前半	ケヤキ	
田 下 駄	2号井戸	A-7	396	鎌倉後半	クリ	

材の性質および現在の利用面から考えて、イヌブナではなくブナとした。